おくやみハンドブック

新座市



おくやみコーナーのご案内

新座市役所１階おくやみコーナー

おくやみコーナーでは、ご遺族の不安や負担を軽減するために、
ワンストップで手続を行うことができます。

予 約 先

☎ 048-423-2440

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。
新座市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続につきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。
このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

おくやみコーナーのご案内

ご遺族の市役所での各種手続に関する不安や負担を軽減するために、必要な手続を漏らさずワンストップで行う「おくやみコーナー」がございます。
事前予約制のため、**お電話にて予約をお取りください。**

予約先

新座市役所 1 階おくやみコーナー　☎ 048-423-2440

平日午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（正午～午後 1 時、土日祝日、年末年始は除く。）
※死亡届を提出してから 10 日程度経過後を目安に、ご予約希望日の 4 営業日前までにお電話にてご予約をお願いします。

おくやみコーナーでできること

- 亡くなられた方に関する手続の確認・案内
- 申請書類の事前準備・受付
- 証書等の返却の受付



利用できる方

新座市に住民登録があった方のご遺族

受付場所・開設日時

受付場所：新座市役所 1 階おくやみコーナー

開設日時：平日午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
（正午～午後 1 時、土日祝日、年末年始は除く。）

予 約 枠：①午前 9 時～ 10 時　②午前 10 時 30 分～ 11 時 30 分
③午後 1 時 30 分～ 2 時 30 分　④午後 3 時～ 4 時

来庁時の持ち物について

手続によって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

□ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）

□ 認印（※相続人代表及び喪主）

□ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

□ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）

□ 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書

※亡くなられた方の各種認定証（特定疾病療養受療証など）

※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）

□ 介護保険被保険者証

□ 身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証、重度心身障がい者医療費受給者証

本人確認書類について

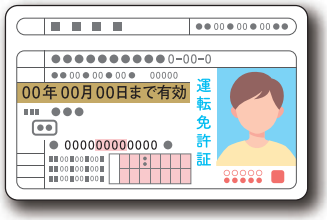
□ １点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る。）

運転免許証、運転経歴証明書（平成２４年４月１日以降のもの）、パスポート、
マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書　など

□ ２点で本人確認できる書類

※健康保険・国民健康保険・
後期高齢者医療資格確認書、介護保険被保険者証、
医療受給者証、各種年金手帳、学生証　など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続などの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続 ○公共料金などの手続 （40 ページ参照） ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	―（43 ページ参照）
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 （44 ページ参照）
10ヶ月以内		○遺産分割協議 （43 ページ参照） ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付 （44 ページ参照） ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

新座市で必要な手続については 7 ページから、窓口・問合せ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続を済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続チェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

区分	該当事項	☑	詳細ページ
住民登録	マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた	□	P.7
	世帯主が亡くなり、世帯主以外の同世帯員が2人以上	□	
	印鑑登録をしていた	□	P.8
	有効なパスポート（旅券）を持っていた又はパスポート（旅券）を申請していた	□	
保険	国民健康保険に加入していた	□	P.9
	後期高齢者医療保険に加入していた	□	P.11
年金	年金に加入していた・年金を受給する前である	□	P.13
	年金を受給していた	□	
	死亡した厚生年金被保険者に被扶養配偶者がいる	□	P.14
	国民年金保険料免除判定区分に変更が生じる	□	
	農業者年金を受給していた	□	
税金	市税等の納付に口座振替を登録していた	□	P.15
	市税等の課税があった	□	
	未登記家屋を持っていた	□	
	原動機付自転車（125cc 以下）・ミニカー・小型特殊自動車を所有していた	□	P.16
介護保険	65 歳以上又は 40 歳から 64 歳までの方で要介護（支援）認定を受けていた	□	P.17
	保険料が発生していた	□	
	ひとり歩き高齢者等家族支援サービス（GPS 端末貸与）を利用していた	□	
福祉（高齢者）	緊急通報システムを利用していた	□	P.18
	高齢者配食サービスを利用していた	□	
	おむつ等給付事業を利用していた	□	P.19
	高齢者移送サービスを利用していた	□	
	重度要介護高齢者手当を利用していた	□	P.20

死亡に伴う各種手続チェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

区分	該当事項	☑	詳細ページ
福祉（障がい）	身体障がい者手帳を交付されていた	□	P.20
	療育手帳を交付されていた	□	
	精神障がい者保健福祉手帳を交付されていた	□	P.21
	特別障がい者手当、障がい児福祉手当又は経過的福祉手当のいずれかを受給していた	□	
	特別児童扶養手当を受給していた	□	P.22
	重度心身障がい者福祉手当を受給していた	□	P.23
	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	□	
	心身障がい者扶養共済制度に加入していた	□	P.24
	重度心身障がい者医療費の助成を受けていた	□	P.25
	緊急通報システムを利用していた	□	
	有料道路割引（ETC 登録がある者）を受けていた	□	P.26
	福祉タクシー券を利用していた	□	
	NHK 放送受信料免除を受けていた	□	
	障がい児通所支援サービスを利用していた	□	P.27
	障がい福祉サービスを利用していた	□	
	地域生活支援事業（移動支援）を利用していた	□	
子ども	児童手当を受給していた	□	P.28
	児童扶養手当を受給していた	□	
	こども医療費を受給していた	□	P.29
	ひとり親家庭等医療費を受給していた	□	
上下水道	上下水道を使用していた	□	P.30
	下水道事業受益者負担金を納付中であった	□	

区分	該当事項	☑	詳細ページ
その他	新座市営墓園の墓所を使用していた	□	P.31
	ふれあい収集を利用していた	□	
	飼い犬の所有者として登録していた	□	P.32
	道路を占用していた	□	
	河川用地又は水路用地を使用していた	□	P.33
	農地を所有していた	□	
	新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を利用していた	□	P.34
	戦没者の遺族	□	
	生活保護を受給していた（生活保護法第18条の2に該当する場合）	□	P.35
	生活保護を受給していた	□	
	保育施設を利用している児童及び児童の保護者・きょうだい	□	P.36
	放課後児童保育室を利用している児童及び児童の保護者	□	
	空き家の所有者（相続人）・管理人	□	
	空き家の相続人	□	P.37
	公園用地の地権者	□	
	憩いの森用地の地権者	□	P.38
	生産緑地の地権者	□	
	指定文化財の所有者	□	
	入学準備金・奨学金を借りていた又はその保証人だった	□	P.39
	図書館を利用していた	□	

1. 住民登録に関する手続

マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた

手続 カードの廃止

手続詳細	期　限
亡くなられた方がマイナンバーカード又は住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。	ー
	手続可能な人
	ー
必要なもの	問合せ先
	市民課住民記録パスポート係（本庁舎１階） 窓口番号６～８ ☎ 048-458-0476

世帯主が亡くなり、世帯主以外の同世帯員が２人以上

手続 世帯主の変更

手続詳細	期　限
住民異動届に必要事項を記入していただきます。	14 日以内
	手続可能な人
	世帯員、代理人（委任状が必要）
必要なもの	問合せ先
□ 来庁者の本人確認書類	市民課住民記録パスポート係（本庁舎１階） 窓口番号９～ 11 ☎ 048-424-2677

印鑑登録をしていた

手続　印鑑登録証（カード）の返却又は破棄

手続詳細	期　限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却又は破棄してください。	無し **手続可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問合せ先**
□ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課住民記録パスポート係（本庁舎１階） 窓口番号６～８ ☎ 048-424-2677

有効なパスポート（旅券）を持っていた又はパスポート（旅券）を申請していた

手続　パスポート（旅券）の返却

手続詳細	期　限
返納届に必要事項を記入していただきます。希望される場合、ＶＯＩＤ処理したパスポート（旅券）を還付することができます。	無し **手続可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問合せ先**
□ パスポート（旅券） □ 届出人の本人確認書類 □ 次の書類のうちいずれか１点 ①戸籍（除籍）謄（抄）本 ②死亡診断書（写） ③火葬許可証（写）	市民課住民記録パスポート係（本庁舎１階） 窓口番号５ ☎ 048-424-9166

2．保険に関する手続

国民健康保険に加入していた

手続 ① 資格確認書の返却

手続詳細	期　限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために資格確認書を回収いたします。 ※市役所本庁又は各出張所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
□ 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書	国保年金課保険税賦課係 （本庁舎１階） 窓口番号 19 ～ 24 ☎ 048-424-4867

手続 ② 葬祭費の申請

手続詳細	期　限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※職場等の健康保険被保険者だった方が退職後３か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬儀を行った日の翌日から２年以内
	手続可能な人
	葬祭執行人（喪主）
必要なもの	問合せ先
□ 葬祭執行人（喪主）の口座が分かるもの（葬祭執行人以外の口座に振込みをする場合は、委任が必要となるため、葬祭執行人の印鑑が必要です。） □ 葬祭執行人（喪主）が同世帯の親族でない場合、葬祭執行人が葬儀を行ったことが分かる書類	国保年金課国民健康保険係 （本庁舎１階） 窓口番号 19 ～ 24 ☎ 048-477-1119

手続 ③ 高額療養費の申立て申請

手続詳細	期　限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	受診月の翌月の１日から２年以内
	手続可能な人
	相続人代表（相続人代表指定届が必要です。）
必要なもの	**問合せ先**
□ 預金通帳等（相続人代表者のもの） □ 高額療養費支給申請書 □ 診療月の領収書 □ 来庁者の本人確認書類	国保年金課国民健康保険係 （本庁舎１階）窓口番号 19 ～ 24 ☎ 048-423-3622

手続 ④ 死亡による国民健康保険資格の喪失、世帯主変更の手続

手続詳細	期　限
市民課で手続した死亡の住民異動届を提出していただきます。住民異動届が無い場合や死亡に伴う世帯主変更が必要となる場合は届出書に必要事項を記入いただきます。	死亡日から 14 日以内
	手続可能な人
	世帯員又は親族
必要なもの	**問合せ先**
□ 死亡届、死亡診断書等（既に死亡届が新座市に提出されている場合は不要です。） □ 国民健康保険資格確認書等	国保年金課保険税賦課係 （本庁舎１階）窓口番号 19 ～ 24 ☎ 048-424-4867

2．保険に関する手続

後期高齢者医療保険に加入していた

手続 ① 資格確認書等の返却

手続詳細	期　限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために資格確認書、特定疾病療養受療証を回収いたします。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
□ 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書 □ 亡くなられた方の特定疾病療養受療証	長寿はつらつ課長寿医療係 （本庁舎１階）窓口番号 25 ☎ 048-424-9610

手続 ② 葬祭費の申請

手続詳細	期　限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬儀を行った日の翌日から２年以内
	手続可能な人
	葬祭執行人（喪主）
必要なもの	問合せ先
□ 葬祭執行人（喪主）の口座が分かるもの（葬祭執行人以外の口座に振込みをする場合は、委任が必要となるため、葬祭執行人の印鑑が必要です。） 次の書類のうちいずれか１点 □ 会葬礼状 □ 葬儀代の領収書	長寿はつらつ課長寿医療係 （本庁舎１階）窓口番号 25 ☎ 048-424-9610

手続 ③ 高額療養費の申立て申請

手続詳細	期　限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	速やかに
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	**問合せ先**
□ 印鑑（相続人のもの） □ 相続人の口座の分かるもの	長寿はつらつ課長寿医療係（本庁舎 1 階） 窓口番号 25　☎ 048-424-9610

手続 ④ 資格喪失届の提出

手続詳細	期　限
後日、市より亡くなられた方の生前の住所に保険料の未納又は還付に関する手紙を送付する場合がありますので、同届を提出ください。 ※郵送手続可	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問合せ先**
無し	長寿はつらつ課長寿医療係（本庁舎 1 階） 窓口番号 25　☎ 048-424-9610

3. 年金に関する手続

年金に加入していた・年金を受給する前である

手続 必要な手続の確認

手続詳細	期　限
亡くなられた方の年金の状況や、遺族の状況により必要な手続や提出書類、手続の窓口が異なります。お調べしてご案内します。 （共済組合に加入されていた方は共済組合にお問い合わせください。）	手続により異なります。 手続可能な人

必要なもの	問合せ先
□ 来庁者の本人確認書類 □ 死亡者の基礎年金番号が分かるもの	国保年金課国民年金係（本庁舎１階） 窓口番号 17 ～ 18　☎ 048-424-9612 ねんきんダイヤル　☎ 0570-05-1165

年金を受給していた

手続 必要な手続の確認

手続詳細	期　限
亡くなられた方の年金の状況や、遺族の状況により必要な手続や提出書類、手続の窓口が異なります。お調べしてご案内します。 （共済組合に加入されていた方は共済組合にお問い合わせください。）	５年以内 手続可能な人

必要なもの	問合せ先
□ 来庁者の本人確認書類 □ 死亡者の基礎年金番号が分かるもの	国保年金課国民年金係（本庁舎１階） 窓口番号 17 ～ 18　☎ 048-424-9612 ねんきんダイヤル　☎ 0570-05-1165

死亡した厚生年金被保険者に被扶養配偶者がいる

手続　種別変更届

手続詳細	期　限
被扶養配偶者の国民年金被保険者資格の種別を第３号から第１号へ変更していただきます。	14 日以内
	手続可能な人
	被扶養配偶者又は世帯員
必要なもの	問合せ先
□ 来庁者の本人確認書類 □ 被扶養配偶者の基礎年金番号が分かるもの	国保年金課国民年金係（本庁舎１階） 窓口番号 17 ～ 18　☎ 048-424-9612

国民年金保険料免除判定区分に変更が生じる

手続　国民年金保険料免除・納付猶予申請

手続詳細	期　限
世帯主又は配偶者の死亡により免除の判定区分に変更が生じる場合、再申請ができます。	速やかに
	手続可能な人
	申請者又は世帯員
必要なもの	問合せ先
□ 来庁者の本人確認書類	国保年金課国民年金係（本庁舎１階） 窓口番号 17 ～ 18　☎ 048-424-9612

農業者年金を受給していた

手続　農業者年金死亡関係届出書の提出

手続詳細	期　限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は 10 日以内に住所地の JA を経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10 日以内
	手続可能な人
	遺族の方
必要なもの	問合せ先
□ 農業者年金証書 □ 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し又は除籍抄本若しくは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局農地係（本庁舎３階）窓口番号１ ☎ 048-477-1543

4. 税金に関する手続

市税等の納付に口座振替を登録していた

手続 市税等の振替口座の変更・廃止

手続詳細	期　限
市税等の振替口座が亡くなられた方の名義の場合は、振替口座の廃止又は変更をしてください。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
□ 変更後の銀行等の口座番号が分かるもの及び口座の届出印又は変更後の銀行等のキャッシュカード	納税課管理係（本庁舎２階） 窓口番号２　☎ 048-424-9602

市税等の課税があった

手続 相続人代表者指定届の提出

手続詳細	期　限
亡くなられた方に市税等が課税されている場合、納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、提出ください。	速やかに
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問合せ先
無し	納税課管理係（本庁舎２階） 窓口番号２　☎ 048-424-9602

未登記家屋を持っていた

手続 家屋補充課税台帳登録者の変更届の提出

手続詳細	期　限
家屋補充課税台帳登録者の変更届により、未登記家屋の所有者変更を行います。	相続が発生した年内
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問合せ先
□ 相続人であることが分かる資料	課税課資産税家屋係（本庁舎２階） 窓口番号４　☎ 048-424-5521

原動機付自転車（125cc以下）・ミニカー・小型特殊自動車を所有していた

手続 ① 廃車の手続

手続詳細	期　限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続をしてください。 ※郵送手続可	死亡日から 30 日以内
	手続可能な人
	どなたでも可

必要なもの

- ☐ 廃車申告書兼標識返納書（市ホームページからダウンロードできます。）
- ☐ ナンバープレート
- ☐ 標識交付証明書（お手元にない場合は不要）
- ☐ 手続者の本人確認書類
- ☐ 戸籍謄本等（住民票上同一世帯の親族又は相続人代表の方が手続する場合は不要）
- ☐ 相続人からの委任状
 （住民票上同一世帯の親族又は相続人代表の方が手続する場合は不要）

問合せ先

課税課諸税係
（本庁舎 2 階）
窓口番号 3
☎ 048-423-9470

手続 ② 名義変更

手続詳細	期　限
亡くなられた方の名義の車両を相続又は譲渡する場合は、名義変更の手続をしてください。	死亡日から 15 日以内
	手続可能な人
	①新所有者の方 ②その他の方 ※②の方が手続される場合には、新所有者からの名義変更に関する委任状が必要となります。

必要なもの

- ☐ 標識交付申請書（市ホームページからダウンロードできます。）
- ☐ ナンバープレート（番号変更を希望する場合）
- ☐ 標識交付証明書（お手元にない場合は不要）
- ☐ 譲渡証明書（譲受人が、住民票上同一世帯の親族又は相続人代表の場合は不要）
- ☐ 手続者の本人確認書類
- ☐ 戸籍謄本等（住民票上同一世帯の親族又は相続人代表以外から譲り受ける場合）
- ☐ 新所有者からの委任状
 （住民票上同一世帯の親族の方が手続する場合は不要）

問合せ先

課税課諸税係
（本庁舎 2 階）
窓口番号 3
☎ 048-423-9470

5. 介護保険に関する手続

65歳以上又は40歳から64歳までの方で要介護（支援）認定を受けていた

手続 被保険者証等の返却

手続詳細	期　限
介護保険被保険者証を返却してください。 また、介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返却してください。	無し
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問合せ先**
□ 介護保険被保険者証 □ 介護保険負担割合証 □ 介護保険負担限度額認定証	介護保険課介護保険料係 介護認定係 介護給付・事業者係 （本庁舎１階）窓口番号 26　☎ 048-424-9609 ☎ 048-477-6892 ☎ 048-424-5361

保険料が発生していた

手続 介護保険資格喪失申請

手続詳細	期　限
資格喪失届に必要事項を記入していただきます。 後日、市より送付先として指定された方の住所に保険料の未納又は還付に関する手紙を送付する場合がございます。 ※郵送手続可。電話で連絡いただければ資格喪失届を郵送でお送りします。	約２週間以内
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問合せ先**
無し	介護保険課介護保険料係（本庁舎１階） 窓口番号 26　☎ 048-424-9609

ひとり歩き高齢者等家族支援サービス（GPS端末貸与）を利用していた

手続 当該サービスの廃止手続き、GPS 端末の返却

手続詳細	期　限
ひとり歩き高齢者等家族支援サービスの廃止について、契約業者へお電話ください。GPS 端末の返却方法に関する説明があります。 ※契約業者がわからない場合は介護保険課までお問い合わせください。	速やかに
	手続可能な人
	当該サービス事業の申請者
必要なもの	**問合せ先**
無し	介護保険課介護予防係（本庁舎１階） 窓口番号 26　☎ 048-424-5186

6. 福祉（高齢者）に関する手続

緊急通報システムを利用していた

手続　緊急通報システムの返却

手続詳細	期　限
緊急通報システムの返却方法に関する説明をします。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
無し	長寿はつらつ課元気増進係（本庁舎 1 階） 窓口番号 25　☎ 048-477-6890

高齢者配食サービスを利用していた

手続　高齢者配食サービスの終了（確認）

手続詳細	期　限
高齢者配食サービスの契約事業者に利用終了について、連絡を行っているかどうか確認します。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
無し	長寿はつらつ課元気増進係（本庁舎 1 階） 窓口番号 25　☎ 048-477-6890

6. 福祉（高齢者）に関する手続

おむつ等給付事業を利用していた

手続 未請求分の確認等
（未請求分がある場合は、請求及び代表相続人届の提出）

手続詳細	期　限
亡くなられた方がおむつ等給付事業を利用していた場合、亡くなるまでに購入したおむつ等について請求することができるため、未請求分のおむつ給付券がある場合は、請求及び代表相続人届の提出が必要です。 （最終提出期限までであればいつでも請求可能）	速やかに **手続可能な人** 相続人
必要なもの	**問合せ先**
□ おむつ給付券 □ 領収書 □ 代表相続人の口座情報が分かるもの（※提出不要）	長寿はつらつ課元気増進係 （本庁舎１階）窓口番号 25 ☎ 048-477-6890

高齢者移送サービスを利用していた

手続 未請求分の確認等
（未請求分がある場合は、請求及び代表相続人届の提出）

手続詳細	期　限
亡くなられた方が高齢者移送サービス費助成事業を利用していた場合、亡くなるまでに利用した移送サービス費について請求することができるため、未請求分の利用証明書がある場合は、請求及び代表相続人届の提出が必要です。 （最終提出期限までであればいつでも請求可能）	速やかに **手続可能な人** 相続人
必要なもの	**問合せ先**
□ 高齢者移送サービス費助成金交付申請書 □ 高齢者移送サービス費助成利用証明書 □ 領収書 □ 代表相続人の口座情報が分かるもの（※提出不要）	長寿はつらつ課元気増進係 （本庁舎１階）　窓口番号 25 ☎ 048-477-6890

重度要介護高齢者手当を利用していた

手続 未払分の手当の有無等（未払い分がある場合は、代表相続人届の提出）

手続詳細	期　限
亡くなられた方が重度要介護高齢者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当がある場合は、代表相続人届の提出が必要です。	速やかに
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問合せ先
□ 代表相続人の口座情報が分かるもの （※提出不要）	長寿はつらつ課元気増進係（本庁舎 1 階） 窓口番号 25　☎ 048-477-6890

7. 福祉（障がい）に関する手続

身体障がい者手帳を交付されていた

手続 手帳の返還

手続詳細	期　限
亡くなられた方が身体障がい者手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって手帳は返還となります。	死亡日から 14 日以内
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
□ 亡くなられた方の身体障がい者手帳	障がい者福祉課障がい者支援第 1 ・第 2 係 （本庁舎 1 階）窓口番号 27　☎ 048-477-6891

療育手帳を交付されていた

手続 手帳の返還

手続詳細	期　限
亡くなられた方が療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって手帳は返還となります。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
□ 亡くなられた方の療育手帳	障がい者福祉課障がい者支援第 1 ・第 2 係 （本庁舎 1 階）窓口番号 27　☎ 048-477-6891

7. 福祉（障がい）に関する手続

精神障がい者保健福祉手帳を交付されていた

手続 手帳の返還

手続詳細	期　限
亡くなられた方が精神障がい者保健福祉手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって手帳は返還となります。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問合せ先**
□ 亡くなられた方の精神障がい者保健福祉手帳	障がい者福祉課調査認定係（本庁舎 1 階） 窓口番号 27　☎ 048-424-2730

特別障がい者手当、障がい児福祉手当又は経過的福祉手当のいずれかを受給していた

手続 受給資格者死亡届の提出（未払分がある場合は未支払請求書及び口座振替払依頼書の提出）

手続詳細	期　限
亡くなられた方が特別障がい者手当、障がい児福祉手当又は経過的福祉手当のいずれかを受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払分の手当がある場合で、生計を同一（同居）にしていた配偶者又は扶養義務者がいる場合は、その方に支給するため請求書と口座振替依頼書を提出いただきます。	死亡日から 14 日以内
	手続可能な人
	どなたでも可ですが、同居親族がいる場合は同居親族が望ましい（未払手当請求があるため）
必要なもの	**問合せ先**
□ 未払分がある場合は、生計を同一（同居）していた配偶者又は扶養義務者の振込口座の分かるもの	障がい者福祉課給付係 （本庁舎 1 階）窓口番号 27 ☎ 048-424-8180

特別児童扶養手当を受給していた

【受給資格者が亡くなられた場合】

手続 ① 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出
（未払分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、
受給資格が継続する場合は認定請求書の提出）

手続詳細	期　限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続となります。	死亡日から 14 日以内 手続可能な人 受給者死亡の場合は今後、子を養育する方
必要なもの	問合せ先
□ 未払分がある場合は、特別児童扶養手当の対象児童の振込口座の通帳の写し（児童の口座がない場合は保護者（養育者）） □ 受給資格者を変更する場合は、認定請求者及び対象児童の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し	障がい者福祉課給付係 （本庁舎 1 階） 窓口番号 27 ☎ 048-424-8180

【対象児童が亡くなられた場合】

手続 ② 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定請求書届）の提出

手続詳細	期　限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続となります。	死亡日から 14 日以内 手続可能な人 受給者又は配偶者
必要なもの	問合せ先
無し	障がい者福祉課給付係 （本庁舎 1 階） 窓口番号 27 ☎ 048-424-8180

7. 福祉（障がい）に関する手続

重度心身障がい者福祉手当を受給していた

手続　喪失届の提出

手続詳細	期　限
亡くなられた方が重度心身障がい者福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から 14 日以内
	手続可能な人
	親族等
必要なもの	問合せ先
□ 未払い分がある場合は親族等の振込口座の分かるもの	障がい者福祉課給付係（本庁舎 1 階） 窓口番号 27　☎ 048-424-8180

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続　自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続詳細	期　限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
□ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）	障がい者福祉課調査認定係 （本庁舎 1 階）　窓口番号 27 ☎ 048-424-2730

心身障がい者扶養共済制度に加入していた

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続 ① 死亡・障がい届出、年金給付請求書の提出

手続詳細	期　限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金の給付の請求の手続が必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から３年以内
	手続可能な人
	年金を受給する方又は年金管理者
必要なもの	**問合せ先**
□ 掛金を支払っていた方の死亡診断書 □ 掛金を支払っていた方の住民票（除票）の写し □ 年金を受給する方の住民票の写し □ 年金を受給する方の振込口座の分かるもの	障がい者福祉課調査認定係（本庁舎１階） 窓口番号 27　☎ 048-424-2730

【年金の受給を予定していた方が亡くなられた場合】
※加入期間が1年未満の場合は不要

手続 ② 死亡・障がい届出、弔慰金給付請求書の提出

手続詳細	期　限
心身障がい者扶養共済制度に１年以上加入し、年金の受給を予定していた方が亡くなられた場合、弔慰金請求をすることが可能です。	受給予定者が亡くなられた日から３年以内
	手続可能な人
	年金加入者又は年金管理者
必要なもの	**問合せ先**
□ 年金の受給を予定していた方の住民票（除票）の写し □ 掛金を支払っていた方の住民票の写し □ 掛金を支払っていた方の振込口座の分かるもの	障がい者福祉課調査認定係（本庁舎１階） 窓口番号 27 ☎ 048-424-2730

7. 福祉（障がい）に関する手続

心身障がい者扶養共済制度に加入していた

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続 ③ 死亡・障がい届出書の提出

手続詳細	期　限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡の手続が必要です。	死亡日から 14 日以内
	手続可能な人
	年金管理者又は年金受給権者の遺産相続人
必要なもの	問合せ先
□ 亡くなられた方の住民票（除票）の写し	障がい者福祉課調査認定係（本庁舎 1 階） 窓口番号 27　☎ 048-424-2730

重度心身障がい者医療費の助成を受けていた

手続 重度心身障がい者医療費受給者証の返却、資格喪失届及び口座振替（銀行振込）の手続

手続詳細	期　限
亡くなられた方が重度心身障がい者医療費を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続が必要です。 ※医療費の請求期限は、医療機関等に医療費を支払った日の翌日から 5 年間です。	死亡日から 14 日以内
	手続可能な人
	どなたでも可だが（未請求の医療費がある場合）親族が望ましい
必要なもの	問合せ先
□ 亡くなられた方の重度心身障がい者医療費受給者証 □ 未請求分の医療費領収書 □ 未請求分がある場合は相続人の振込口座の分かるもの	障がい者福祉課給付係 （本庁舎 1 階）窓口番号 27 ☎ 048-424-8180

緊急通報システムを利用していた

手続 緊急通報システムの返却

手続詳細	期　限
緊急通報システムを貸与している業者に連絡をしていただきます。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
無し	障がい者福祉課障がい者支援第 1・第 2 係（本庁舎 1 階） 窓口番号 27　☎ 048-477-6891

有料道路割引（ETC登録がある者）を受けていた

手続　有料道路割引（ETC 登録がある者）の停止手続

手続詳細	期　限
ETC 利用登録削除依頼書を記入していただきます。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
無し	障がい者福祉課調査認定係（本庁舎 1 階） 窓口番号 27　☎ 048-424-2730

福祉タクシー券を利用していた

手続　未使用分の福祉タクシー券の返却

手続詳細	期　限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって使用できなくなります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却となります。	無し
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
□ 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	障がい者福祉課給付係（本庁舎 1 階） 窓口番号 27　☎ 048-424-8180

NHK放送受信料免除を受けていた

手続　NHK 放送受信料免除停止手続

手続詳細	期　限
放送受信料免除事由消滅届を記入していただきます。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
無し	障がい者福祉課調査認定係（本庁舎 1 階） 窓口番号 27　☎ 048-424-2730

7. 福祉（障がい）に関する手続

障がい児通所支援サービスを利用していた

手続 通所受給者証の返還

手続詳細	期　限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証は返還となります。	1か月以内
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
□ 亡くなられた方の通所受給者証	障がい者福祉課障がい者支援第1・第2係（本庁舎1階） 窓口番号 27　☎ 048-477-6891

障がい福祉サービスを利用していた

手続 障がい福祉サービス受給者証の返還

手続詳細	期　限
亡くなられた方が障がい福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障がい福祉サービス受給者証は返還となります。	1か月以内
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
□ 亡くなられた方の障がい福祉サービス受給者証	障がい者福祉課障がい者支援第1・第2係（本庁舎1階） 窓口番号 27　☎ 048-477-6891

地域生活支援事業（移動支援）を利用していた

手続 地域生活支援事業（移動支援）受給者証の支給決定保護者の変更又は返却

手続詳細	期　限
亡くなられた方が地域生活支援事業（移動支援）を受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の返却(1)又は保護者変更(2)となります。	(1) 無し (2) 速やかに（変更は手続の翌月から適用）
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
□ 亡くなられた方の地域生活支援事業受給者証（移動支援）	障がい者福祉課調査認定係（本庁舎1階） 窓口番号 27　☎ 048-424-2730

8. 子どもに関する手続

児童手当を受給していた

手続 (1) 未支払手当請求手続　(2) 受給者変更手続

手続詳細	期　限
(1) 受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。受給者が亡くなられた場合は、受給者に支払うべき手当の振込先口座を指定していただくため、未支払手当の請求手続が必要です。 (2) 受給者変更のため、新たに受給者となる方に児童手当認定請求書を記入していただきます。 ※ 受給者又は受給者の配偶者が亡くなられた場合は、児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費の申請をしていただく場合があります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続可能な人
	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	**問合せ先**
(1) 未支払手当請求手続 □ 対象児童のうち、一番年長の方名義の口座番号が分かるもの（通帳又はキャッシュカード） (2) 受給者変更手続 □ 新たな受給者が加入している健康保険の内容が分かる「資格情報のお知らせ」等の写し（私立学校教職員共済組合以外の共済組合に加入中の方） □ 新たに受給者になる方名義の口座番号が分かるもの（通帳又はキャッシュカード）	こども支援課こども給付係 （本庁舎2階） 窓口番号7 ☎ 048-477-2737

児童扶養手当を受給していた

手続 (1) 未支払手当請求手続　(2) 受給者変更手続

手続詳細	期　限
(1) 受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。受給者が死亡した場合は、受給者に支払うべき手当の振込先口座を指定していただくため、未支払手当の請求手続が必要です。 (2) 家庭の状況により手続が異なるため、応相談	(1) 速やかに (2) 受給資格は申請月の翌月から
	手続可能な人
	(1) 親族など (2) 対象児童の保護者又は監護する方
必要なもの	**問合せ先**
(1) 未支払手当請求手続 □ 手続を行う方の本人確認書類 □ 対象児童名義の口座番号が分かるもの（通帳又はキャッシュカード） (2) 受給者変更手続 □ 来庁時にご案内します。	こども支援課こども給付係 （本庁舎2階） 窓口番号7 ☎ 048-424-9619

8. 子どもに関する手続

こども医療費を受給していた

手続 (1) 受給者証の返納　(2) 受給者変更手続

手続詳細	期　限
(1) 対象児童が亡くなられた場合は手続不要です。こども医療費受給資格証を返納又は破棄してください。 (2) 受給者が亡くなられた場合は、新たに受給者となる方に受給者変更の手続をしていただきます。 ※受給者又は受給者の配偶者が亡くなられた場合は、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費の申請をしていただく場合があります。	受給者が亡くなられた日の翌々日から数えて 15 日以内（15 日を経過した場合は申請日から）
	手続可能な人
	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方 ※本市に住民登録がある方に限る。
必要なもの	**問合せ先**
□ 対象児童のこども医療費受給資格証及びマイナ保険証等 □ 新たに受給者となる方名義の口座番号が分かるもの（通帳又はキャッシュカード）	こども支援課こども給付係 （本庁舎 2 階）窓口番号 7 ☎ 048-423-0819

ひとり親家庭等医療費を受給していた

手続 (1) 受給者証の返納　(2) 受給者変更手続

手続詳細	期　限
(1) 受給者が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失されます。ひとり親家庭等医療費受給者証を返納又は破棄してください。 (2) 家庭の状況により手続が異なるため、応相談	(1) 速やかに (2) 受給資格は申請日から
	手続可能な人
	(1) 家族の方 (2) 対象児童の保護者又は監護する方
必要なもの	**問合せ先**
(1) □ 亡くなられた方のひとり親家庭等医療費受給者証 □ 手続を行う方の本人確認書類 (2) □ 来庁時にご案内します。	こども支援課こども給付係 （本庁舎 2 階）窓口番号 7 ☎ 048-424-9619

9. 上下水道に関する手続

上下水道を使用していた

手続 ① 名義変更又は中止手続

手続詳細	期　限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更又は中止手続が必要となります。 ※電話手続可	１か月以内
	手続可能な人
	配偶者又は親族
必要なもの	問合せ先
□ 変更後の銀行等の口座番号 □ 変更後の銀行口座の銀行印	新座市水道お客様センター （第二庁舎４階）☎ 048-424-8276

手続 ② 水道使用開始の申請

手続詳細	期　限
開始届に必要事項を記入いただきます。 ※電話手続可	１か月以内
	手続可能な人
	配偶者又は親族
必要なもの	問合せ先
無し	新座市水道お客様センター （第二庁舎４階）☎ 048-424-8276

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続 受益者変更届の提出

手続詳細	期　限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続をお願いします。 ※郵送手続可。連絡いただければ変更届をお送りします。	受益者の変更があった日から 14 日以内
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問合せ先
□ 申請者の本人確認書類	下水道課下水道業務係（第二庁舎５階） ☎ 048-424-9615

10. その他の手続

新座市営墓園の墓所を使用していた

手続 使用していた墓所の承継（引継ぎ）手続

手続詳細	期　限
新座市営墓園管理事務所に連絡した上で、管理事務所にて手続していただきます。	速やかに
	手続可能な人
	使用者（故人）の相続人又は親族若しくは縁故者
必要なもの	**問合せ先**
□ 使用していた墓所の使用許可証（原本） □ 使用者（故人）の除籍が確認できる戸籍全部事項証明書 □ 承継される方の戸籍全部事項証明書 □ 承継される方の住民票の写し（本籍記載のもの）	市営墓園管理事務所 （新塚一丁目５番１号） ☎ 048-479-5688（市営墓園） ☎ 048-481-6769（環境課）

ふれあい収集を利用していた

手続 ふれあい収集利用者の変更手続

手続詳細	期　限
環境課に連絡した上で、変更届出書を環境課に提出していただきます。	速やかに
	手続可能な人
	ケアマネジャー又は親族
必要なもの	**問合せ先**
無し	環境課生活環境係（本庁舎３階） 窓口番号４ ☎ 048-477-1547

飼い犬の所有者として登録していた

手続　犬の所有者変更手続

手続詳細	期　限
新たに飼い主になった方に犬の所有者変更の届出をしていただきます。 鑑札のあるときは犬の新たな所在地を管轄する自治体へ届出てください。 環境省の登録サイト（犬と猫のマイクロチップ情報登録）へ登録しているときは登録サイトで所有者変更してください。 ※自治体によってはこの他に届出が必要な場合がありますので、犬の新たな所在地を管轄する自治体へ必ず御確認ください。	新たな飼い主が決定後１か月以内 **手続可能な人** 新たに犬の飼い主になった方
必要なもの	**問合せ先**
□ 元の飼い主（故人）の住所・氏名、犬の登録情報 （名前・生年月日・性別・犬種・毛色・鑑札番号（転入の際は鑑札原本が必要）・マイクロチップ番号）	環境課生活環境係（本庁舎３階） 窓口番号４ ☎ 048-424-2621

道路を占用していた

手続　占用許可の廃止又は変更手続

手続詳細	期　限
占用許可を廃止する場合は占用廃止届の提出を、名義の変更をする場合は変更申請を行ってください。添付書類として、占用許可書の写しと申請時の資料が必要です。	速やかに **手続可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問合せ先**
【道路占用の廃止】 □ 占用廃止届及び占用許可書の写し 【名義の変更】 □ 道路占用地位継承届 ※詳細は事前にお問い合わせください。	道路管理課（本庁舎３階） 窓口番号９ ☎ 048-477-4596

10. その他の手続

河川用地又は水路用地を使用していた

手続 新座市公共物使用等許可の廃止又は変更手続

手続詳細	期　限
名義の変更をする場合は、地位継承の手続をしてください。新座市公共物使用等許可を廃止する場合は、廃止の手続をしてください。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
【新座市公共物使用等許可の名義の変更】 □ 新座市公共物使用等権利譲渡承認申請書及び表記されている添付書類 【新座市公共物使用等許可の廃止】 □ 新座市公共物使用等廃止届出書	道路管理課（本庁舎３階） 窓口番号９ ☎ 048-477-4596

農地を所有していた

手続 農地法第３条の届出

手続詳細	期　限
農地を相続し、所有権が移転されたことを届出してください。	速やかに
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問合せ先
（代理人が手続をする場合は委任状） □ 届出書	農業委員会事務局農地係 （本庁舎３階）窓口番号１ ☎ 048-477-1543

新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を利用していた

手続　受理証明書等の返還

手続詳細	期　限
新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届に受理証明書等を添えて提出していただきます。	速やかに
	手続可能な人
	新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の届出者
必要なもの	問合せ先
□ 新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届 □ 新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書 □ 新座市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード □ 届出者の本人確認書類	人権推進室人権推進係 （本庁舎４階）窓口番号３ ☎ 048-477-1513

戦没者の遺族

手続　戦没者等に係る特別弔慰金の申請

手続詳細	期　限
申請書と必要書類を合わせてご提出いただきます。 期限や必要書類は人により異なるため、一度ご相談ください。	ー
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問合せ先
□ 申請書、戸籍、本人確認書類等	福祉政策課福祉政策係 （本庁舎２階）窓口番号８ ☎ 048-424-4693

10. その他の手続

生活保護を受給していた（生活保護法第18条の2に該当する場合）

手続 葬祭扶助の申請及び説明

手続詳細	期　限
葬祭扶助申請書を記入していただきます。 葬祭扶助、火葬、遺骨の受取り等について、説明を行います。	死亡を確認してから３か月以内
	手続可能な人
	親族又は後見人
必要なもの	**問合せ先**
□ 申請者の本人確認書類	生活支援課保護第１係、第２係、第３係、第４係 （本庁舎２階）窓口番号９ ☎ 048-477-1116（1435.1429.1404） ☎ 048-424-4995（1424.1425.1439） ☎ 048-424-9607（1430.1426.1423） ☎ 048-424-4696（1434.1437） ※内線番号はダイヤルイン順で記載

生活保護を受給していた

手続 生活保護受給者証の返却

手続詳細	期　限
生活保護受給者証を返却していただきます。	無し
	手続可能な人
	親族
必要なもの	**問合せ先**
□ 亡くなられた方の生活保護受給者証	生活支援課保護第１係、第２係、第３係、第４係 （本庁舎２階）窓口番号９ ☎ 048-477-1116（1435.1429.1404） ☎ 048-424-4995（1424.1425.1439） ☎ 048-424-9607（1430.1426.1423） ☎ 048-424-4696（1434.1437） ※内線番号はダイヤルイン順で記載

保育施設を利用している児童及び児童の保護者・きょうだい

手続　教育・保育給付認定変更申請書兼届出書の提出

手続詳細	期　限
保育施設を利用している児童及び児童の家族構成の変更等について手続をしていただきます。	速やかに
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
□ 口座振替の変更する場合は、口座番号が分かるものと変更する口座の届出印	保育課入所係（本庁舎２階） 窓口番号５　☎ 048-477-2779

放課後児童保育室を利用している児童及び児童の保護者

手続　新座市放課後児童保育室退室・変更等届出書の提出

手続詳細	期　限
放課後児童保育室を利用している児童及び児童の家族構成の変更等について手続きをしていただきます。	１か月以内
	手続可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問合せ先
□ 口座振替の変更する場合は、口座番号が分かるものと変更する口座の届出印	保育課放課後児童保育係（本庁舎２階） 窓口番号５　☎ 048-423-2735

空き家の所有者（相続人）・管理人

手続　空き家に関する相談（管理、相続、売却等）

手続詳細	期　限
市と連携している専門相談窓口を紹介します。	無し
	手続可能な人
	空き家の所有者（相続人）・管理人
必要なもの	問合せ先
原則として無し （空き家に関する資料等があれば要持参）	建築審査課住宅係（本庁舎３階） 窓口番号７　☎ 048-477-4519

10. その他の手続

空き家の相続人

手続　空き家に関する相談（被相続人居住用家屋等確認申請書の提出）

手続詳細	期　限
申請書に記入いただき、添付書類とともに申請いただきます。	相続開始の日から３年を経過する日の属する年の 12 月 31 日まで ※特例の適用期限は、 令和９年 12 月 31 日まで
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	**問合せ先**
□ 被相続人居住用家屋等確認申請書 □「被相続人居住用家屋等確認書の交付のための提出書類の確認表」に記載されている書類 ※物件により必要な添付書類が異なるため、事前に要相談	建築審査課住宅係（本庁舎３階） 窓口番号７　☎ 048-477-4519

公園用地の地権者

手続　土地賃貸借料の支払いについて説明

手続詳細	期　限
賃貸借料の支払いについて、相続人代表を指定していただくための説明を行います。	無し
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	**問合せ先**
□ 相続人であることが分かる書類	みどりと公園課公園係（本庁舎３階） 窓口番号８　☎ 048-477-2950

憩いの森用地の地権者

手続　憩いの森の協定についての説明

手続詳細	期　限
協定に基づき、協定の継続及び相続人と再協定の確認についての説明をいたします。	無し
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問合せ先
□ 相続人であることが分かる書類	みどりと公園課みどりの係（本庁舎３階） 窓口番号８　☎ 048-477-2987

生産緑地の地権者

手続　生産緑地についての説明

手続詳細	期　限
生産緑地の相続に関する手続の説明をいたします。	買取申出については概ね１年以内
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問合せ先
□ 相続人であることが分かる書類	みどりと公園課みどりの係（本庁舎３階） 窓口番号８　☎ 048-477-2987

指定文化財の所有者

手続　指定文化財所有者変更の届出

手続詳細	期　限
指定文化財所有者変更届（国・県・市）を提出していただきます。	速やかに（相続後 20 日以内）
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問合せ先
□ 指定書 □ 所有権の移転を証明する書面	歴史民俗資料館文化財係（れきしてらす） ☎ 048-481-0177

10. その他の手続

入学準備金・奨学金を借りていた又はその保証人だった

手続 死亡届の提出・借受人等の変更について

手続詳細	期　限
相続をされた場合、貸付終了時に御提出いただいた誓約書・借用書等の変更について説明いたします。 【以下の届出が必要です】 □ 死亡届（借受人又は保護者保証人のみ） □ 債務相続の場合は確約書 □ 異動届	事由発生後速やかに **手続可能な人** 借受人死亡の場合は相続人 借受人死亡（学生）の場合は保護者 保証人の相続人
必要なもの	**問合せ先**
□ 申請者の本人確認書類と相続されたことが分かる書類 ※借受人・保証人変更の場合は、別途、その方の住民票・課税証明書・印鑑登録証明書を提出していただきます。 □ 死亡診断書又は戸籍抄本（借受人又は保護者保証人が死亡の場合のみ）	学務課人事・学事係（第二庁舎２階） ☎ 048-477-6869

図書館を利用していた

手続 利用者登録削除届及び貸出資料の返却、予約の削除届

手続詳細	期　限
貸出登録申請書を提出していただきます。貸出資料及び予約の有無等の利用状況を確認後、登録情報を削除します。	速やかに **手続可能な人** どなたでも
必要なもの	**問合せ先**
□ 故人の図書館利用者カード又は故人の氏名、住所、電話番号が分かるもの	新座市立中央図書館 ☎ 048-481-1115

市役所外での手続チェックリスト

該当事項	☑	主な手続	問合せ先
運転免許証	□	返納手続	新座警察署 ☎ 048-482-0110 埼玉県警察 運転免許センター ☎ 048-543-2001
恩給を受給していた	□	総務省恩給相談室へお問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	□	保健所へお問い合わせください。	朝霞保健所 ☎ 048-461-0468
被爆者健康手帳を持っている	□		
預貯金口座など	□	口座凍結解除の手続	各金融機関
生命保険など	□	死亡保険金の請求、入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社又は代理店
損害保険など	□	名義変更、解約等	加入していた損害保険会社又は代理店
月極で駐輪場を利用している	□	定期利用解除の手続	各契約先
国税	□	相続税の手続 所得税・消費税申告等	所轄の税務署 朝霞税務署 ☎ 048-467-2211
不動産登記	□	土地・家屋等の所有者移転（相続）登記等	さいたま地方法務局 志木出張所 ☎ 048-476-1230
クレジットカード	□	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	□	契約継承、解約	
インターネット	□	名義変更、解約	
電気・ガス	□		
ケーブルテレビ	□		
NHK 受信料	□		☎ 0120-15-1515

※手続に必要な書類の中には、市役所で発行するもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続が進めやすくなります。

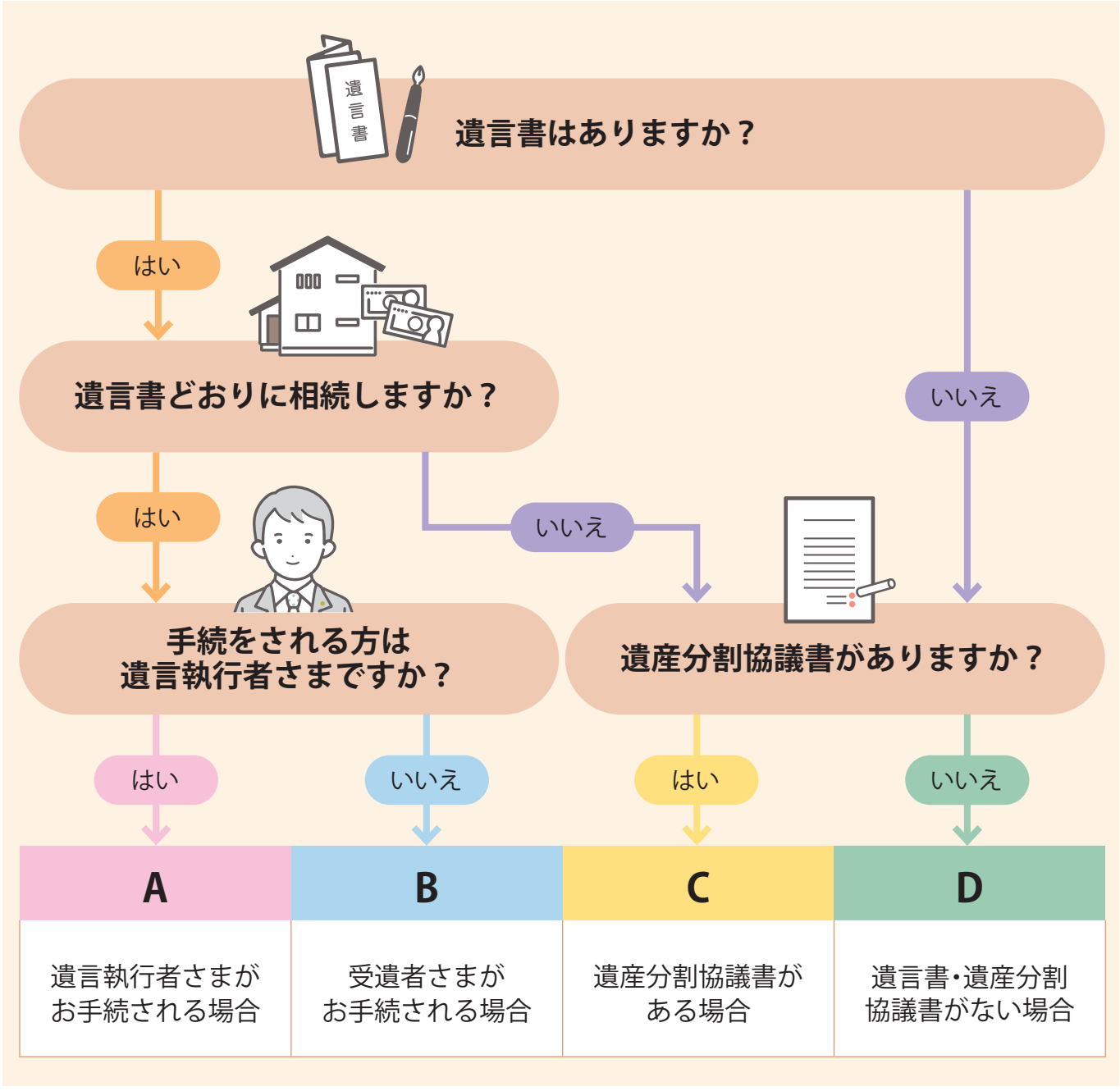
銀行口座凍結時の解除の方法

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（故人）の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人（故人）の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

改葬・墓じまいの手続について

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書　・永代使用許可書等

2 改葬許可証の受取

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続です。

※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類
改葬許可申請書、受入証明書等

▼提出先（受取先）
現在使用している墓地の所在地の市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

3 遺骨を取出し

遺骨の取出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

4 納骨

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問合せ先

環境課

☎ 048-481-6769

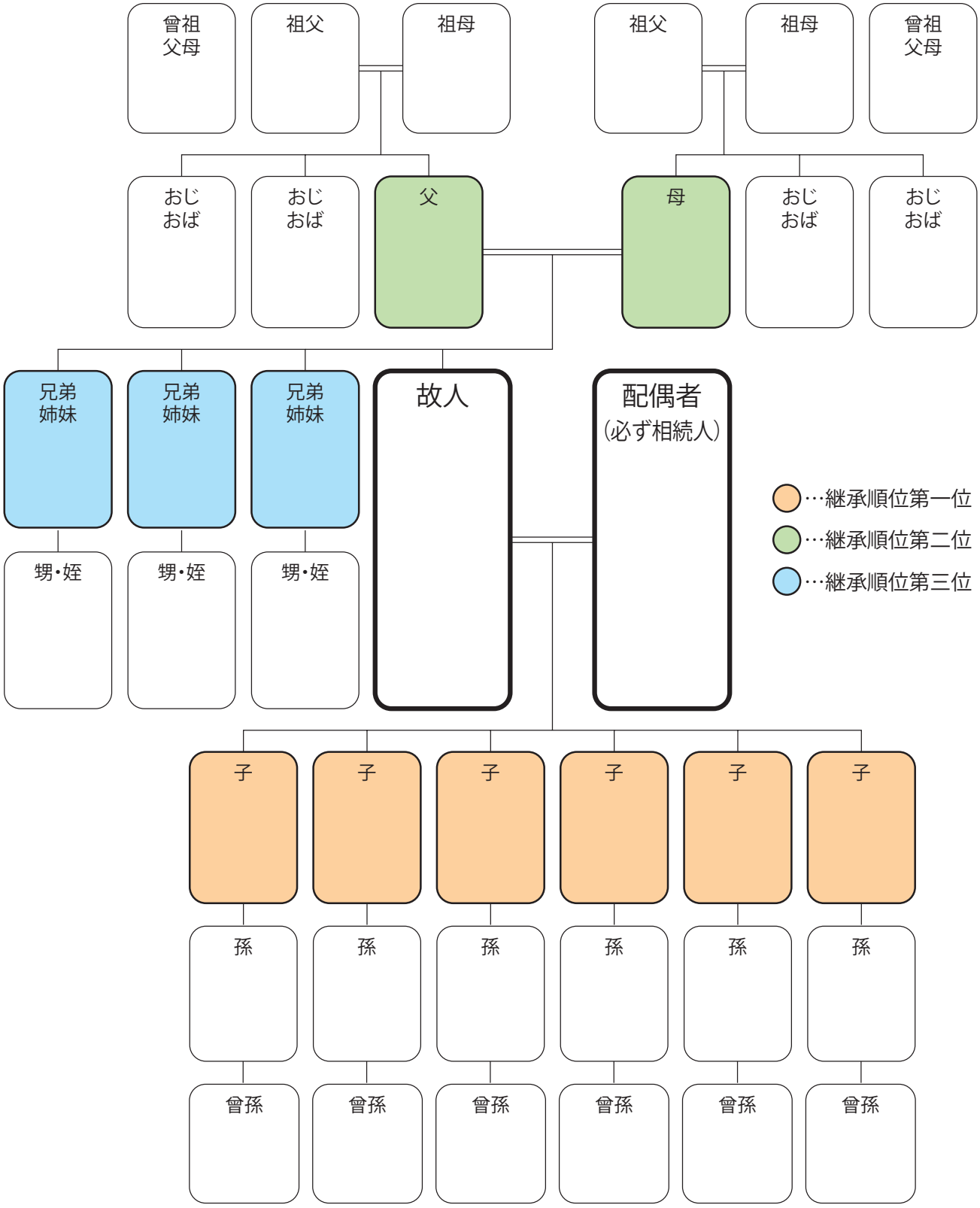
相続に関する手続チェックリスト

☑	項　目	期　日	備　考
□	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。自治体の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
□	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
□	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
□	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、その不動産のある自治体の役所で「名寄帳」を取得することで、その自治体にある不動産を知ることができます。
□	遺産分割協議 （協議書の作成）		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
□	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☑	項　目	期　日	備　考
□	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
□	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 ＋ 600万円 × 法定相続人の数

MEMO

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備　考
預貯金	金融機関名	支店名	金　額	備　考
その他の資産	名　称	内　容	保管場所など	備　考
借入金・ローン	借入先	金　額	返済方法	備　考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備　考
公的年金	基礎年金番号	種　類	受給金額	備　考
個人年金・企業年金	名　称	番号・記号など	受給金額	備　考
その他				

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ①　戸籍関係書類の取得
相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ②　遺産分割協議・協議書の作成
協議・話合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ③　登記申請書の作成
法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ④　登記申請書の提出
法務局（登記所）へ提出

ステップ⑤　登記完了
法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
 相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問合せは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
 相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

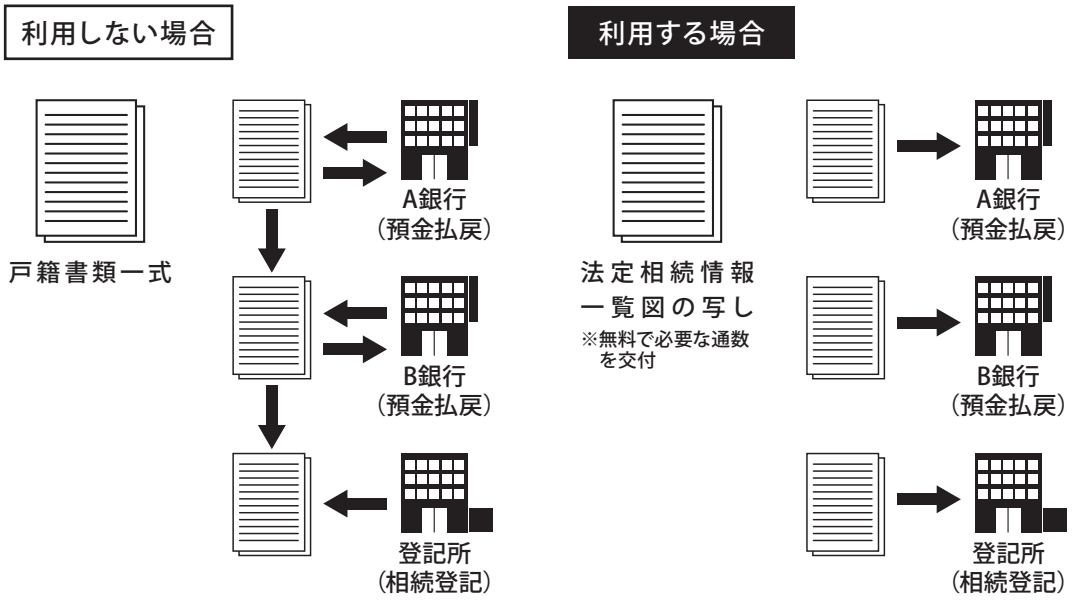
あなたの手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を
何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度



POINT

相続手続がいくつもある場合にお勧めです。手続が同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2.法定相続情報一覧図を作成します。
3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。

↓

②確認・交付（登記所）

1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。

↓

③利用

各種相続手続にお使いください。



POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続は専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ　検索

※コピーしてお使いください

委 任 状

代理人

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（方書・部屋番）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日 ＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿日生＿＿＿＿＿

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

［委任事項］

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日

委任者

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（方書・部屋番）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日 ＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿日生＿＿＿＿＿

電話番号 ＿＿＿＿＿－＿＿＿＿＿－＿＿＿＿＿

（宛先）新座市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。
（例）〇山〇子の世帯全員の住民票（続柄・本籍記載のもの）を1通取得すること
※日付を必ず記載してください。
※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

MEMO

広告

遺産分割のことなら、当事務所にご相談ください。

円満な遺産分割にはコツがあります。
弁護士利用が初めてでも、トラブルになっていなくても、
遠慮なくご連絡ください。



「法律専門職の立場から、地域の笑顔と幸福を増やしたい」
これが当事務所の理念です。

遺産分割調停、遺産分割協議書作成、相続放棄、遺言書作成、
成年後見人・任意後見人等 お気軽にご相談ください。

新座中央通り法律事務所

埼玉弁護士会所属　弁護士：菊川 洋

〒352-0001
埼玉県新座市東北 2-12-7 プルミエ 202
TEL 048-470-1070
FAX 048-470-1071

営業時間：平日10:00~17:00
https://niiza-law.com/
新座中央通り法律事務所 検索
HPはこちらから



広告

税金 よろず アドバイザー

地域で長い 信頼と実績 概要相談は無料で承ります

相続税申告　相続対策

相続対策（生前贈与）で計画的に節税

所得税　消費税・インボイス　法人税



月～金曜日　08:30～17:00 営業

小林又次郎 税理士事務所

関東信越税理士会　№124869　税理士 小林又次郎

048-473-3055　090-1504-1084

新座市 東北 2-2-16

広告

遺品整理 ご相談ください

遺品整理で、お困りではありませんか？

・片付けしたいが時間も人手も足りない
・遠方のため自分では整理ができない
・整理する物が多く片付けに困ってる
・片付けたいが思うように動けない
・買い取りできるか相談したい



遺品整理士

遺品整理士の有資格者がおります。

専門的な知識及び技術をもって、ご親族に代わり、遺品整理をさせていただきます。

心の絆、安心の証
当事業所は 遺品整理士 の有資格者がいます。

依頼者様に合わせた遺品整理のご提案をさせていただきます。

遺品整理　　生前整理　　お買取り

お見積り、ご相談は無料です。お気軽にお問合せください。

LINEから見積
お忙しい方はLINEからのお問合せも可能です。

Life & Reuse
ライフ＆リユース

〒352-0004埼玉県新座市大和田4-4-31
株式会社Re-LIFE　古物許可番号：第431360034981号

お問合せご相談はフリーダイヤルへ

0120-335-117

電話受付時間　9：00～20：00　年中無休　見積無料

広告

HIRAMITSU
平光史明税理士事務所

志木市・朝霞市・和光市・新座市を
中心に地域に密着した税理士事務所です
フットワークよく対応することを
心がけていますので、お気軽に
ご相談してください。



- 相続税申告
- 譲渡所得税申告
- ハッピー相続を実現したい方

平光史明税理士事務所　048-473-4602

埼玉県志木市本町5丁目20-32 グランシェ志木1階
URL：https://www.hiramitsu-zeirishi.com/
関東信越税理士会 朝霞支部　代表税理士：平光 史明

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

新座市在住のプロの**鑑定士・遺品整理士**が対応します！

買取×遺品整理



出張費
見積り　査定費
0円

★★★★★
Google
口コミ評価
(★5)

おすすめポイント

- ☑ 価値のあるものとそうでないものの整理
- ☑ SDGsリサイクルの取り組み
- ☑ 即日現金で高価買取OK
- ☑ 相続税が抑えられる
- ☑ 遺族が遺品整理する負担を軽減

「整理する＝捨てる」では、もったいない。
プロの鑑定士が正しい価値を導き査定します。

電話1本でOK　**簡単ご依頼**

損 回収業者に依頼した場合



例）3LDKを遺品整理すると

−20万円 処分費として支払い

リサイクルできる物も回収され
処分費として業者へ支払う

得 たかくかうぞうに依頼した場合

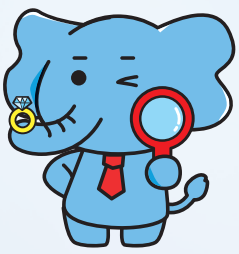


例）3LDKを遺品整理すると

+12万円　**−20万円**　=　**−8万円！**

価値ある物を現金化！ 処分費として支払い

貴金属・家具・骨董・日用雑貨まで
幅広く現金化して処分費用を軽減



＼Yahoo! ニュースで紹介されました！地域密着店！／

たかくかうぞう

042-420-9949

心の絆・安心の証
当事業所は
遺品整理士
の有資格者が在籍しています。

遺品整理士 認定協会

古物商許可証東京都公安委員会　第308901006547号
一般社団法人遺品整理士認定協会　認定資格　第IS22386
一般廃棄物の収集・運搬については、許可事業者に依頼しています

東京都東久留米市本町3-6-12
ハイズヒルズII-1F
営業時間：10:00-19:00　年中無休



お気軽になんでも
ご相談下さい！

広告

相続の窓口はひとつでいい
税理士×司法書士の「船パ」に
お任せください。



選ばれる理由①

本物のワンストップサービス

税理士司法書士のダブルライセンスで、相続税の申告から不動産・預金等の名義変更までワンストップで対応可能です。

選ばれる理由②

コスパ・タイパ

窓口がひとつであるため、相続手続き全般に必要な書類を一元管理致します。また専門家を行き来することも不要です。余計な費用、報酬、お客様のご負担やお手間を軽減できます。

選ばれる理由③

信頼と実績

相続登記申請件数累計100件超、相続税の申告件数年間30件超。全件、代表税理士司法書士の船津拓哉が担当致します。相続税の申告から不動産・預金等の名義変更まで相続手続き全般を通してお客様をトータルサポート致します。

初回の相談は無料です。お気軽にお問い合わせください。

相続専門税理士司法書士事務所
船津&パートナーズ
〒335-0005　埼玉県蕨市錦町6丁目6番7号
TEL 048-212-6546
関東信越税理士会・埼玉司法書士会　代表 船津拓哉　URL：https://funapa.jp





株式会社増木（ますき）

家屋解体・リフォーム工事
大切なご自宅の
これからを、一緒に考える
お手伝いをいたします

家屋解体

空き家となったご自宅や、使われなくなった建物の家屋解体工事も承っております。近隣への配慮や安全管理を徹底し、安心してお任せいただける工事を行っております。



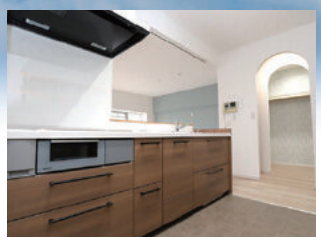
バリアフリー工事

ご家族の安全を守るために、手すりの設置や段差解消などのバリアフリー工事を承っております。転倒防止や介護に配慮した住まいづくりで、安心して暮らせる環境をご提案いたします。



住み替え工事

古くなったキッチン・浴室・トイレなど、水まわりの改修から、壁紙・床材の貼り替えや外壁の塗り直しなどの内外装工事まで、幅広く対応しております。快適な住環境を整えるお手伝いをいたします。



株式会社増木

〒351-0011
埼玉県朝霞市本町 2-8-6
FAX：048-460-3331

048-460-3330

営業時間　8：30 ～ 17：30
定 休 日　日曜・祝日
URL：https://masuki-ltd.net/reform/

HP はこちら

特定建設業許可番号：国土交通大臣許可（特ー4）第28503号

広告

こんなお悩みありませんか？

戒名だけ
つけて欲しい

檀家にはいっていないが
ちゃんとしたお坊さんに
お経をあげて欲しい

近くに
お寺がない

法事をすべき立場になったが
どうしていいか分からない

葬儀や法要の際のお布施
お車代などのお金のことが不安



寺院のお坊さん
僧侶を紹介、
派遣いたします！

主要八種宗派対応

いいお坊さん

法事・法要の
お手配総額 **4.5**万円～ **決まった金額だから安心！**

0120-948-833

受付時間 9:00 - 17:00 相談無料 お気軽にお電話ください

https://lp.e-sogi.com/tehai/

いいお坊さん

二次元バーコードからアクセス

鎌倉新書 Kamakura Shinsho

運営：株式会社鎌倉新書　〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階
「いいお坊さん」の運営は、1984年創業の出版社である株式会社鎌倉新書（東証プライム上場、証券コード：6184）が行っています。

JPX PRIME TOKYO

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

いい相続

3つの質問に答えるだけで、
あなたに必要な相続手続きがわかります！

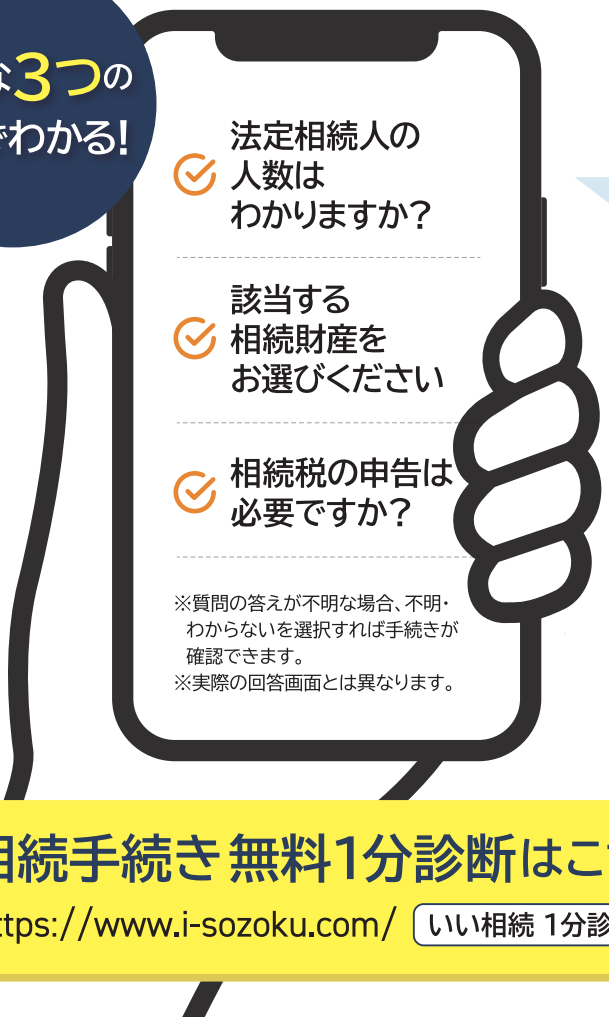


診断結果と合わせて便利な相続手続きチェックリストを無料で進呈中 >>>

相続手続き 無料1分診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます。
診断後は、相続に強い専門家との無料面談もご案内可能です。

簡単な3つの質問でわかる!



※質問の答えが不明な場合、不明・わからないを選択すれば手続きが確認できます。
※実際の回答画面とは異なります。

こんな方におすすめ!



- 相続手続きが初めての方
- 必要な書類や手続きを知りたい方
- 専門家のサポートが欲しい方

▶相続手続き無料1分診断はこちらから！

https://www.i-sozoku.com/ いい相続 1分診断

診断後、専門相談員による無料相談も可能です！お気軽にお問い合わせください

通話料無料 0120-992-467 受付時間 平日9時-20時／土日祝9時-18時

運営元：株式会社鎌倉新書　〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階

発　　行　　新座市
編集／制作　　株式会社鎌倉新書
発　行　年　　2026 年 11 月

